

ご利用いただける方

志木市または近隣市町村の
在住、在勤の方

ご相談方法

電話、面接等、状況に応じて行います。

相談員

成年後見支援センター相談員
(社会福祉士等)

利用料金

相談は無料です。
お気軽にご相談ください。

受付時間

月曜日～金曜日 9:00～16:00

休業日

土・日・祝・年末年始

問い合わせ・相談窓口

● 電話：048-486-5130

● FAX：048-475-0014

● E-mail：kouken@shiki-syakyo.or.jp

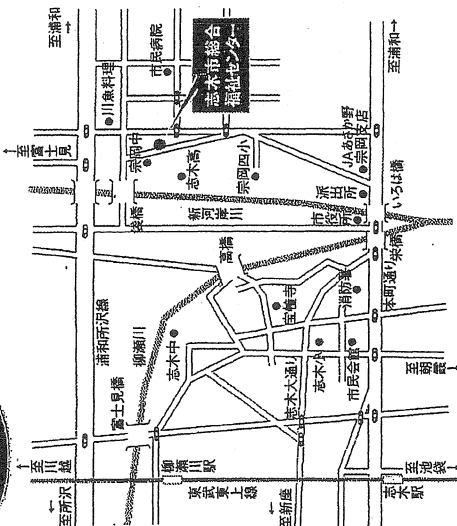
● 住所：〒353-0001

志木市上宗岡1-5-1

志木市総合福祉センター 1階

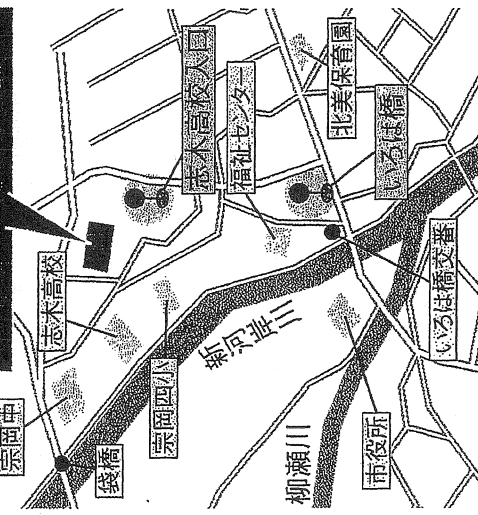
交通のご案内

現地案内図



現地拡大図

志木市成年後見支援センター
(志木市総合福祉センター1階)



交通

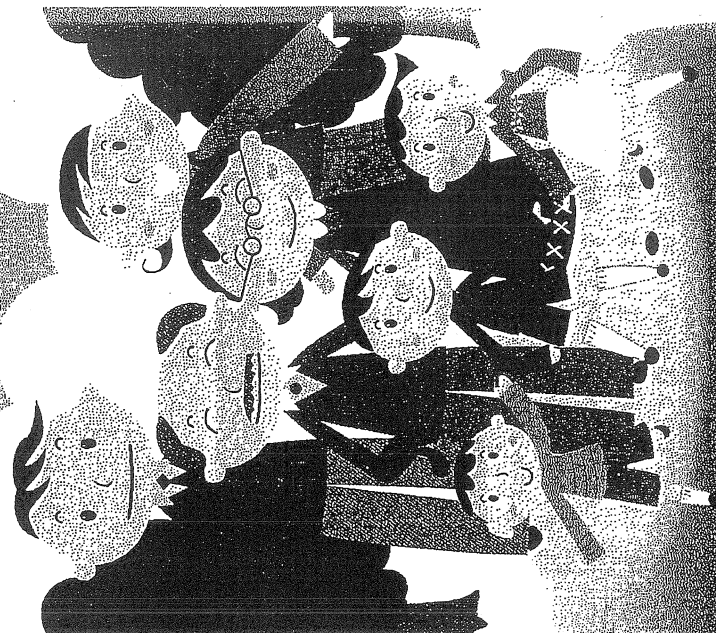
志木駅東口から国際興業バス
「宗岡循環(宿先回り)」南与野駅西口「行き」
「志木高校入口」下車、徒歩3分

駐車場

あり(約100台)

志木市成年後見 支援センター

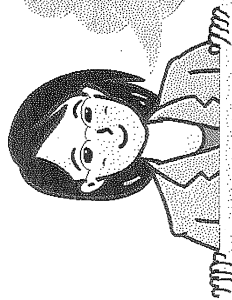
「地域で安心・安全な暮らしを応援します！」



社会福祉法人志木市社会福祉協議会
<http://www.shiki-syakyo.or.jp/>

成年後見制度とは

成年後見制度には、
法定後見制度と
任意後見制度の
2種類があるのを
ご存知ですか？



判断能力が十分でない高齢者、知的障がい者、精神障がい者などが地域で安心して生活できるよう、成年後見人等が家庭裁判所から選ばれることにより、その生活を法的に保護し、支えるための制度です。
法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

法定後見制度

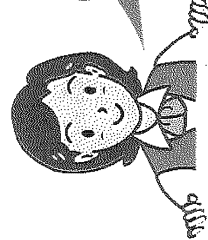
家庭裁判所への申立てにより、本人の判断能力の程度に応じた成年後見人等（後見人、保佐人、補助人）が選任され、法律上の権限に基づいて支援します。

任意後見制度

将来判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、自分が選んだ任意後見人と「任意後見契約」を公正証書で結んでおきます。本人の判断能力が不十分となった場合、本人や任意後見人の申立てにより任意後見監督人が選任され、具体的な支援が開始されます。

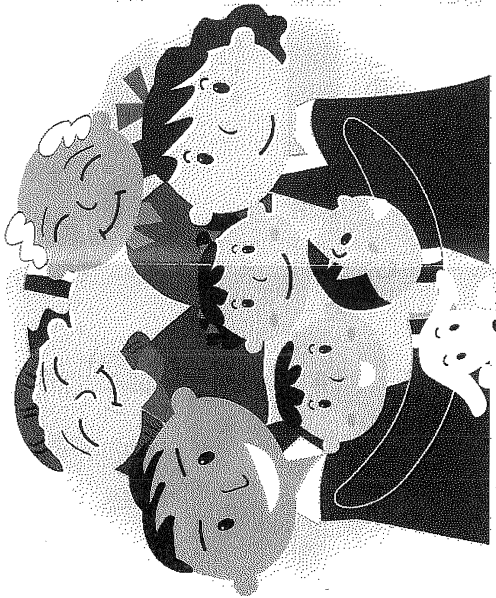
成年後見支援センターの業務

当センターでは、成年後見制度に関する情報を広く発信し、
成年後見業務に関わる関係機関と連携しながら、以下のような業務を行っています。



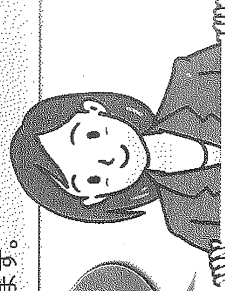
相談・手続き
支援

① 電話や窓口で、成年後見制度に関する相談をお受けします。
② 成年後見制度を利用するための申立て手続きや、後見人等活動に関するアドバイス等、家庭裁判所や行政機関及び専門職、事業者等と連携しながら行います。



成年後見制度に
関連した情報の提供

① 成年後見制度を利用したいが、適切な後見人候補者がいないため、第三者による後見人を探している方に対し、専門職後見人や社会福祉協議会等の法人後見人、市民後見人等について情報提供を行います。
② その他、権利擁護に関連したサービス等を紹介します。



「市民後見人*」の
育成・活動支援

① 「市民後見人」の養成講座・研修等を実施します。
② 「市民後見人」が、安全に後見活動ができるようサポートします。

成年後見制度の
普及啓発



成年後見制度に関する講演会・講座等を実施します。

*「市民後見人」とは、判断能力が十分でない方が住みなれた地域で安心して暮らせるよう身近な立場で、その方の生活を支援していく親族以外の市民による後見人のことです。